

## 「就農マッチング支援事業」の委託に関する企画提案募集要領

宮崎県（以下「県」という。）が実施する「就農マッチング支援事業」（以下「本事業」という。）に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案募集を行う。

### 1 事業の目的

宮崎県内の農業法人や法人化を目指す農業者（以下「農業法人等」という。）では、作物生産に限らず、農産物加工や販売、経理など多様な人材が求められているが、優秀な人材が確保できず、規模拡大等ができない状況である。

このため、県内の農業法人等において、派遣型の就農研修（以下「お試し就農」という。）を実施することで、就農希望者と農業法人等のマッチングを行い、就農の定着化を図ることにより、県内農業の発展に資することを目的とする。

### 2 事業の概要

別紙「就農マッチング支援事業に関する業務仕様書」のとおり。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

### 4 見積額の上限

11,950,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

### 5 参加資格要件

#### (1) 応募者の資格要件

企画提案に参加できる者は、次のすべての要件を満たすものとする。

- ① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「派遣法」という。）第5条の許可を受けていること。
- ② 派遣法第14条の規定による許可の取消し及び事業の停止命令を受けていないこと。
- ③ 宮崎県内に事業所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- ④ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑦ 企画書等の提出時点において、国及び地方自治体から指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑧ 事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

#### (2) 複数の団体による共同応募（グループ応募）の場合

複数の団体でグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は、次の事項について留意すること。

- ① 適切なグループ名称を設定し、代表となる団体及び代表者を選出すること。
- ② 代表となる団体は、(1)の①～⑧の要件を、その他の構成団体は(1)の⑤～⑧

の要件を満たすこと。

- ③ グループの構成団体は、別のグループ応募の構成団体となり又は単独で応募することはできない。

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 提出資料

#### ① 企画提案書

(ア) 企画提案書の表紙は、別紙1 (A4サイズ) とする。

(イ) 表紙以外は、A4サイズで任意様式とする。

(ウ) ページ番号は表紙及び目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。

(エ) 仕様書の趣旨を踏まえ、分かりやすい表現で具体的に作成すること。

(オ) 次の事項全てについて必ず記載すること。

- ・ 本業務の組織運営体制
- ・ 本業務に類似した業務実績
- ・ 本業務のスケジュール
- ・ お試し就農及び農業基礎講座、労務管理研修の参加者募集方法と運営方法

#### ② 見積書

(ア) A4サイズで任意様式とする。

(イ) 盛り込むべき内容

- ・ 本事業の履行に要する経費をすべて盛り込み、見積額の上限 (4「見積額の上限」を参照) の範囲内で見積もること。
- ・ 事業の内容及びそれに伴う経費をできるだけ具体的に明記すること。
- ・ 数量、単価等、積算根拠についても明らかにすること。

#### ③ 添付資料

- ・ 定款又は規約の写し
- ・ 直近の決算書の写し
- ・ 就業規則の写し又はこれに代わるもの
- ・ 納税証明書 (個人県民税及び地方消費税を除く。)  
※事業所所在地の県税・総務事務所で取得すること。

#### ④ その他の書類

会社概要や本事業の実施に関して参考となる資料があれば、提出すること。

### (2) 提出方法

#### ① 提出部数

正本1部、副本 (コピー) 8部

#### ② 提出期限

(ア) 持参する場合

令和元年5月31日 (金) の午後5時までに下記担当課に提出すること。

(イ) 郵送する場合

郵送用封筒に「企画提案書等在中」の旨を朱書きして、令和元年5月31日 (金) までに下記提出先に到達するように送付すること。

#### ③ 提出先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁1号館3階  
宮崎県農政水産部農業経営支援課 農業担い手対策室 担い手担当 小島

### (3) 留意事項

① 提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。

② 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。

- ③ 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。
- ④ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
- ⑤ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

## 7 審査の実施

### (1) 審査

審査は、提出された提案書等について行い、下記の点を総合的に勘案して、契約の相手方を決定するものとする。

- ・ 本事業の実施に必要な組織運営体制
- ・ 本事業に類似した業務実績の有無
- ・ 企画内容
- ・ 見積金額（費用積算内訳）

### (2) 審査結果通知

審査の結果は、全ての提案者に対し文書で通知するものとする。

## 8 契約の締結

### (1) 契約締結の手続について

① 審査の結果、契約の相手方を決定したときは、県は契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認し、宮崎県財務規則（昭和39年3月21日規則第2号）に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。

② 契約に係る業務委託契約書は、契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で、業務委託契約書を作成することがある。

### (2) 契約保証金について

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、宮崎県財務規則第101条の第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

### (3) 委託費の支払いについて

概算払とする。

## 9 企画提案募集に関する質問の受付及び回答

(1) 本事業の内容など企画提案募集に関する質問は、質問票（別紙2）により、下記担当課宛にファクシミリ又は電子メールで、令和元年5月17日（金）午後5時までに提出すること。

(2) 回答は、その都度、質問事項を提出した者にファクシミリ又は電子メールにて回答するものとする。

なお、県担当課が応募者全員に了知すべきと判断した質問及び回答の内容については、宮崎県ホームページにその内容を掲載する。

## 10 ヒアリングの実施

事業実施者を選定するに当たり、応募者に対するヒアリングを実施する。

### (1) 日時

令和元年6月6日（木）午前

※ 開始時間は、6月3日（月）に電話でお伝えします。

（企画提案書（別紙1）に記載された電話番号に連絡します。その他の番号への連絡が必要な場合は、事前にその旨御連絡ください。）

### (2) 場所

宮崎県庁附属棟305号会議室（控え室：宮崎県庁附属棟304号会議室）

11 スケジュール（予定）

- |               |              |        |
|---------------|--------------|--------|
| (1) 実施公告      | 令和元年5月10日（金） |        |
| (2) 質問受付期限    | 令和元年5月17日（金） | 午後5時まで |
| (3) 企画書等の提出期限 | 令和元年5月31日（金） | 午後5時まで |
| (4) 公募団体ヒアリング | 令和元年6月6日（木）  | 午前     |
| (5) 審査結果通知    | 令和元年6月10日（月） |        |

12 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県農政水産部農業経営支援課農業担い手対策室 担い手担当（担当：小島）

電 話 0985-26-7124

FAX 0985-26-7325

E-mail [nogyoninaite@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:nogyoninaite@pref.miyazaki.lg.jp)